



英国の大学院への留学から 英国の法律事務所への出向へ

1. はじめに

私は、TMI総合法律事務所の弁護士の野呂です。同事務所による2年間の留学支援制度によって、2021年9月～2022年9月までキングス・カレッジ・ロンドンに留学しました。同大学院の修了後は、同事務所と提携しているSimmons & Simmons LLPのロンドンオフィスに出向しています。以下においては、この英国における留学及び研修で、私が経験したことを書いています。

2. ロンドンでの生活

私が英国に渡航した2021年8月頃は、日本ではコロナに対する警戒が強かったものの、ロンドンではコロナの規制が解除され始めたところでした。ほとんどの観光地や商業施設が通常通りの営業を再開しており、当時はそれに驚きましたが、ロンドンでの新たな生活に慣れる上では丁度よいタイミングで渡航できたように思います。

ロンドンでの住居探しの際には、同時に渡航した家族の生活環境を優先すべく、日本人の家族が多く住んでいる地域を探しました。その際には、①ロンドン西部（イーリング、アクトン）、②ロンドン北部（フィンチリー）、③ロンドン中心部の北側（セントジョンズウッド、スイスコテージ、フィンチリーロード）で悩みました。最終的には、③ロンドン中心部の北側（スイスコテージ）で満足のいく物件を見つけることができました。

3. 大学院留学

私が通っていたキングス・カレッジ・ロン

ドンは、ロンドン大学の中で最大規模のカレッジであり、イングランドでは4番目に古い大学とされています。同大学のLLM（法学修士）は、専門分野ごとに9つのコースに分かれており、そのコースが指定する単位を取得すると、専門分野ごとの学位を認定してくれるという仕組みがあります。

近年、EUのデータ保護法であるGDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）に対する日本企業のニーズが高まっていることを踏まえ、私は、GDPRをはじめとした欧州のデータ保護法を研究することを英国留学の目的としていました。そのため、同大学のLLMでは、この分野を特に学ぶことができるコースに進み、「Intellectual Property & Information Law LLM」の学位取得を目指しました。

私が特に力を入れていた授業は、「Information Privacy & Data Protection」です。この授業は、主にEUのプライバシー法及びデータ保護法を教える通年の授業ですが、英国法・米国法・中国法についても学ぶことができました。また、この授業は、週一コマの講義だけでなく、毎週ゼミ形式でケーススタディに取り組むことになっており、具体的な事例を通じて、これらのプライバシー法とデータ保護法をより深く理解することができました。

私は、大学院において、EUのデータ保護法を研究すべく、修士論文を執筆することにしました。その際には、上記の「Information Privacy & Data Protection」を担当するPerry Keller教授に指導教員を引き受けてい

いただきました。私は、修士論文のテーマに「リアルタイムビッディング」という広告取引の仕組みとデータ保護法の関係という先端的な分野を選んだため、修士論文の執筆に苦勞をしましたが、同教授に何度も軌道修正をしていただいたおかげで、何とか完成に至ることができました。同教授から修士論文の指導を受けることができたのは、私にとって非常に幸運なことであったと思います。



(大学敷地内の様子)

4. 法律事務所への出向

私は、2022年10月3日から、Simmons & Simmons LLPのロンドンオフィスに出向となりました。私の英国における二年目の研修の目的は、EU/UKのデータ保護法の実務を経験することであったため、この法律事務所では、デジタルビジネスチームに所属することになりました。

私がこの法律事務所に出向して印象に残ったことは、チームとしての一体感です。私が所属するデジタルビジネスチームでは、毎週、ウェブ会議で集まって、全員の近況共有と法律知識のアップデートを行っています。これによって、お互いの状況が分かり、連携を取りやすくなるとともに、専門性の向上も行われることになるため、メリットが大きいと思いました。

また、データを収集・分析してマーケティング戦略を立てていることも印象的でした。

この法律事務所では、弁護士以外の専門スタッフがデータを収集・分析して、今後のマーケティング戦略を立案するためのサポートをしています。民間企業では通常のことではありますが、日本の法律事務所だとあまり本格的には実施されていないのが一般的だと思いますので、勉強になりました。



(Simmons & Simmons LLPの入口)

5. 最後に

2022年の英国社会は大きな変化を迎えています。ロンドンの街は、エリザベス女王の即位70周年の明るい雰囲気から、突然の逝去によって追悼ムードとなりました。また、ウクライナ情勢によって英国のインフレが加速しており、英国の経済を立て直そうと首相の交代が相次いでいます。このような激動の最中でこそ学べることがあると思うので、残りの期間も、より多くのことを吸収できるよう、日々を過ごしていこうと思います。

筆者紹介

野呂 悠登

2014年12月弁護士登録、2015年よりTMI総合法律事務所東京オフィス勤務。2017年～2018年に個人情報保護委員会に出向。国内外のデータ保護法を専門とする。